

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を平成29年4月24日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成29年4月28日

京都市長 門川大作

1 建築物の名称

長江家住宅 主屋北棟

2 建築物の所在地

京都市下京区新町綾小路下る船鉾町394, 394-1, 396

3 建築物の概要

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 建築年代 | 慶応4年(1868年) |
| (2) 構造 | 木造 |
| (3) 階数 | 地上2階 |

(都市計画局建築指導部建築指導課)